

(仮称)上野地区駐車場地域ルール策定協議会設置要綱

8台都地一第 111 号

令和 8 年 7 月 24 日

(設 置)

第1条 東京都駐車場条例(昭和33年東京都条例第77号)の規定に基づき、駐車場に関する地域ルール(以下「地域ルール」という。)を策定するに当たり、関係者の意見を反映し、合意形成を図るため、(仮称)上野地区駐車場地域ルール策定協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 区長は、協議会の構成員から、次に掲げる事項について意見を聴取するものとする。

- (1) 地域ルールの策定に関する事項
- (2) その他東京都台東区長(以下「区長」という。)が必要と認める事項

(構 成)

第3条 協議会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、前条に掲げる者のうちから、委員の互選によってこれを定める。
- 3 副会長は、会長が指名する構成員をもって充てる。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集等)

第5条 会長は、会議を招集し、これを主宰する。ただし、会長が選出されていないときは、区長が招集する。

- 2 会長は、必要に応じて協議会の構成員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 3 会長は、会議の招集に代えて、構成員に対する書面の回付その他会長が指定する方法により会議を行うことができる。
- 4 協議会は、過半数の構成員の出席がなければ、会議を開くことができない。

(会議及び会議録等の取扱い)

第6条 協議会の会議並びに会議録及び会議に係る資料(以下「会議録等」という。)は、公開する。

2 前項の規定にかかわらず、会長が特に必要があると認めたときは、会議録等を公開しないことができる。

(任期)

第7条 会長、副会長及び構成員の任期は、第1回の協議会の日から地域ルール策定が終了する日までとする。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、拠点街づくり担当地域整備第一課に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、令和8年7月24日から施行する。

2 この要綱は、地域ルール策定が終了する日をもって廃止する。

3 第5条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後に最初に開催される会議は、区長が招集する。

別表(第3条関係)

構成員
学識経験者(2名以内)
東上野地区町会連合会 会長
上野地区町会連合会 会長
上野まちづくり協議会 会長
上野中央通り商店会 会長
鉄道事業者(JR 東日本、東京メトロ、京成電鉄)
警視庁上野警察署 交通課長
東京都都市整備局 市街地建築部 建築企画課 建築行政調整専門課長
東京都都市整備局 都市基盤部 モビリティ政策課 自動車政策担当課長
台東区 都市づくり部長
台東区 拠点まちづくり担当部長
台東区 土木担当部長